2025 年４月
外務省外国人課

中国国外に居住する中国国籍者が一次有効の短期滞在ビザを申請する手続の概要

中国国外に居住する中華人民共和国籍者が、短期商用等、親族・知人訪問又は観光の目的で一次有効の短期滞在ビザ（９０日以内の滞在）を申請する際の手続の概要は次のとおりです。

なお、短期滞在ビザでは、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行うことは認められません。

●「短期商用等」の申請とは、次の目的による申請をいいます。
〇会議出席、文化交流、自治体交流、スポーツ交流等
〇商用目的の業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査等
●「親族・知人訪問」の申請とは、招へい人の親族（原則として、配偶者、血族及び姻族３親等内の方）や知人（友人を含む）を訪問する目的の申請をいいます。
●「観光」の申請とは、観光を目的とする申請をいいます。

【ビザ申請にあたっての一般的留意事項】　　必ずお読みください

１．招へい人及び身元保証人の方は、ビザ申請に先立ち、日本国内において２又は３ページ目の一覧表に掲げる【日本側で準備するもの】を準備して、その書類をビザ申請人に送付してください（外務省や日本大使館／総領事館には送付しないでください）。なお、別途書類のコピーを取っておくことをお勧めします。

２．必要書類は、現地事情や渡航目的により異なる場合がありますので、事前にビザ申請人の居住地を管轄する日本大使館／総領事館へ直接にお問い合わせください。なお、一部の日本大使館／総領事館では、これらの必要書類について各在外公館のホームページから確認することができます。

３．これらの書類が揃いましたら、ビザ申請人の方は、居住地を管轄する日本大使館／総領事館（または、最寄りのビザ代理申請機関）へ全ての書類を提出してビザ申請を行ってください（日本国内では申請できません）。各提出書類は、発行後３ヶ月以内（有効期間の記載がある書類は有効期間内）のものを提出してください。**なお、申請時に提出した書類は、旅券を除き返却できません。**

４. ビザ申請人が居住する国（地域）によって必要書類が異なります。
欧米諸国等及び特定アジア諸国（地域）に居住する中国国籍者（Ｐ２）、又は欧米諸国等及び特定アジア諸国（地域）以外に居住する中国国籍者（Ｐ３）の該当するページをご確認下さい。

欧米諸国等及び特定アジア諸国（地域）：
米国、カナダ、豪、ＮＺ、英国、アイスランド、アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、韓国、台湾、香港、マカオ

５．日本大使館／総領事館では、全ての申請書類提出が揃った後に申請を受理し審査を行います。審査期間は申請内容により異なりますが、受理後概ね１週間です。ビザの審査は、基本的に提出された書類により行われますが、審査の必要に応じ書類の追加提出を求められる場合があります。また、日本大使館/総領事館から外務省（東京）に照会して審査する場合もあります。その場合、審査結果が出るまでに時間を要する場合があります。

６．**ビザの有効期間は３か月です。ビザの有効期間の延長はできません。**

７．審査結果は、日本大使館／総領事館（または、ビザ代理申請機関）からビザ申請人に通知されます。

＜提出いただいた資料は、「個人情報保護法」に基づき適切に管理いたします。＞

「短期滞在」ビザ申請のための提出基本書類一覧表
（欧米諸国等及び特定アジア諸国（地域）に居住する中国国籍者）

<table>
<tr><th>渡航目的</th><th>短期商用等
（会議出席、商用（業務連絡・商談・宣伝・アフターサービス・市場調査等）、文化交流、スポーツ交流等）</th><th>親族・知人訪問
（配偶者、血族・姻族３親等内の方の訪問、知人・友人訪問）</th><th>観光</th></tr>
<tr><td rowspan="6">提出書類</td><td colspan="3">ア　ビザ申請人が準備するもの</td></tr>
<tr><td>□旅券
□ビザ申請書　１通
□写真　１葉
□当該国（地域）に合法的に居住していることを証明する書類
□航空便又は船便の予約確認書／証明書等
□渡航費用支弁能力を証するいずれかの書類
・所属先からの出張命令書
・派遣状
・これらに準ずる文書
□在職証明書</td><td>□旅券
□ビザ申請書　１通
□写真　１葉
□当該国（地域）に合法的に居住していることを証明する書類
□航空便又は船便の予約確認書／証明書等
□渡航費用支弁能力を証するいずれかの書類
・公的機関が発給する所得証明書
・預金残高証明書
□親族（知人・友人）関係を証する書類
・親族訪問の場合…出生証明書、婚姻証明書、戸籍謄本（写しも可）等
・知人・友人訪問の場合…写真、手紙、e-mail、国際電話通話明細書等</td><td rowspan="2">□旅券
□ビザ申請書　１通
□写真　１葉
□当該国（地域）に合法的に居住していることを証明する書類
□航空便又は船便の予約確認書／証明書等
□渡航費用支弁能力を証するいずれかの書類
・公的機関が発給する所得証明書
・預金残高証明書
□滞在予定表（P.9）又は日程表
・行動予定、宿泊先（含む連絡先）が明記されているもの（チラシ、パンフレットでも可能）</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　日本側（招へい機関等）で準備するもの（写しも可）（注１）</td></tr>
<tr><td>□招へい理由書（P.7）又は在留活動を明らかにするいずれかの書類
・会社間の取引契約書
・会議資料
・取引品資料等
□申請人名簿（P.8）（２名以上の申請人が同時にビザ申請を行う場合のみ）
□滞在予定表（P.9）</td><td>□招へい理由書（P.7）
□招へい理由に関する資料（親族訪問目的で招へい人又は配偶者が日本人の場合は戸籍謄本）
□申請人名簿（P.8）（２名以上の申請人が同時にビザ申請を行う場合のみ）
□滞在予定表（P.9）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウ　日本側（招へい機関等）が申請人の渡航費用を負担する場合に準備するもの（写しも可）（注１）</td><td rowspan="2">（注２）欧米諸国等及び特定アジア諸国（地域）

米国、カナダ、豪、ＮＺ、英国、アイスランド、アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、韓国、台湾、香港、マカオ</td></tr>
<tr><td>□身元保証書（P.11）
□法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書（P.12）
（注）
・上場企業は会社四季報写しを提出することで、法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書は提出不要です。
・個人招へいの場合は、法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書の代わりに「在職証明書」を提出してください。</td><td>□身元保証書（P.11）
□身元保証人による渡航費用支弁能力の証明に係わる次の３種類の書類のいずれか１点以上。なお、源泉徴収票は不可。
(1) 直近の総所得が記載されている「課税(所得)証明書」（市区町村役場発行）又は「納税証明書(様式その２)」（税務署発行）
(2) 預金残高証明書
□住民票
（注）世帯全員の続柄が記載されているもので、マイナンバー（個人番号）、住民票コード以外の記載事項が省略されていないもの
□（外国人の方のみ）有効な在留カード（又は特別永住者証明書）の表裏コピー</td></tr>
</table>

（注１）日本側で準備する書類については、写しでの提出も可能ですが、ビザ申請先の在外公館が、より詳しい確認が必要と判断する場合は、原本の提出を求められる可能性があります。
（注２）ビザの審査は、基本的に提出された書類により行われますが、必要に応じ、書類の追加提出を求める場合があります。詳細は各在外公館のホームページを御参照ください。

「短期滞在」ビザ申請のための提出基本書類一覧表
（欧米諸国等及び特定アジア諸国（地域）以外に居住する中国国籍者）

渡航目的	短期商用等 （会議出席、商用（業務連絡・商談・宣伝・アフターサービス・市場調査等）、文化交流、スポーツ交流等）	親族・知人訪問 （配偶者、血族・姻族３親等内の方の訪問、知人・友人訪問）	観光 （又は、身元保証人がいない短期商用等、親族・知人訪問で、申請人に十分な渡航費用支弁能力がある場合）
提出書類	**ア　ビザ申請人が準備するもの**		
	□旅券 **□ビザ申請書**　１通 **□写真**　１葉 □当該国（地域）に合法的に居住していることを証明する書類 **□航空便又は船便の予約確認書／証明書等** **□渡航費用支弁能力を証するいずれかの書類** ・所属先からの出張命令書等（日本側招へい機関が渡航費を負担する場合は省略可） **□在職証明書**	**□旅券** **□ビザ申請書**　１通 **□写真**　１葉 □当該国（地域）に合法的に居住していることを証明する書類 **□航空便又は船便の予約確認書／証明書等** **□親族（知人・友人）関係を証する書類** ・親族訪問の場合…出生証明書、婚姻証明書、戸籍謄本（写しも可）等 ・知人・友人訪問の場合…写真、手紙、e-mail、国際電話通話明細書等	**□旅券** **□ビザ申請書**　１通 **□写真**　１葉 □当該国（地域）に合法的に居住していることを証明する書類 **□航空便又は船便の予約確認書／証明書等** **□渡航費用支弁能力を証するいずれかの書類** ・公的機関が発給する所得証明書 ・預金残高証明書 **□宿泊先予約確認書**（親族・知人宅に宿泊する場合は当該親族等からの招へい理由書） **□滞在予定表**（P.9）**又は日程表** ・行動予定、宿泊先（含む連絡先）が明記されているもの（チラシ、パンフレットでも可能）
	イ　日本側（招へい機関等）で準備するもの（注１）		
	□招へい理由書（P.7）**又は在留活動を明らかにするいずれかの書類** ・会社間の取引契約書 ・会議資料 ・取引品資料等 **□申請人名簿**（P.8）（２名以上の申請人が同時にビザ申請を行う場合のみ） **□滞在予定表**（P.9） **□身元保証書**（P.11） **□法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書**（P.12） （注） ・上場企業は会社四季報写しを提出することで、法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書は提出不要です。 ・個人招へいの場合は、法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書の代わりに「在職証明書」を提出してください。	**□招へい理由書**（P.7） **□招へい理由に関する資料**（親族訪問目的で招へい人又は配偶者が日本人の場合は戸籍謄本） **□申請人名簿**（P.8）（２名以上の申請人が同時にビザ申請を行う場合のみ） **□滞在予定表**（P.9） **□身元保証書**（P.11）**（注２）、（注３）** **□身元保証人による渡航費用支弁能力の証明に係わる書類のいずれか１点。**源泉徴収票は不可。直近の総所得が記載されている**「課税（所得）証明書」**（市区町村役場発行）又は**「納税証明書（様式その２）」**（税務署発行）、年金受給者の場合は年金受給証明書 **□住民票** （注）世帯全員が記載されているもので、マイナンバー（個人番号）、住民票コード以外の記載事項が省略されていないもの **□在職証明書又は営業許可証（写し）等職業を証する書面**（年金受給者等無職の場合は不要） □（外国人の方のみ） **有効な在留カード（又は特別永住者証明書）の表裏コピー**	**（注４）欧米諸国等及び特定アジア諸国（地域）以外** 米国、カナダ、豪、ＮＺ、英国、アイスランド、アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、韓国、台湾、香港、マカオ以外

（注1）日本側で準備する書類については、写しでの提出も可能ですが、ビザ申請先の在外公館が、より詳しい確認が必要と判断する場合は、原本の提出を求められる可能性があります。

（注2） 身元保証人は、日本人のほか、原則として次のいずれかの在留資格・地位を有し、かつ、在留期間が3年以上を許可されて、現在日本に在留中の外国人の方がなることができます。

「外交」、「公用」、「高度専門職」、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「経営・管理」（「投資・経営」）、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」（「技術」、「人文知識・国際業務」）、「企業内転勤」、「技能」、「永住者」、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特定活動（特定研究活動）・（特定情報処理活動）」

ただし、「外交」、「公用」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特定活動」の在留資格又は「特

別永住者」の地位で在留中の方であっても被扶養者である方は除きます。

（注3） 招へい人が在留資格「留学」により現に本邦に在留中の方で、三親等内の親族を招へいするにあたって当該留学先における常勤の教授又は准教授がビザ申請人の身元を保証する場合には、【身元保証人が日本側で用意する書類】として、当該教授又は准教授の「身元保証書」及び「在職証明書」（職名明記）の提出で差し支えありません。

（注４） ビザの審査は、基本的に提出された書類により行われますが、必要に応じ、書類の追加提出を求める場合があります。詳細は各在外公館のホームページを御参照ください。

【日本側で準備する書類の注意事項】（写しも可）

（各提出書類は、発行後３ヶ月以内（有効期間の記載がある書類は有効期間内）のものを提出してください。）

１．招へい理由書（様式：７ページ）

（１）宛名は申請先となる日本大使館／総領事館の公館長を記入してください。（例：在インド日本国大使殿）

（２）**入国目的については、本邦においてどのような活動を行おうとしているのかを詳細に記入してください。（「親族訪問」、「知人訪問」等の漠然とした記載ではなく、内容を具体的に記載願います。）**

（３）招へい人の欄については、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。

（４）申請人の氏名はアルファベットで表記してください。また、申請人が複数の場合は、別途「申請人名簿（様式：８ページ）」を提出してください。

２．親族（知人、友人）関係を証する書類（戸籍謄本等）

親族訪問目的で招へい人又は配偶者が日本人の場合のみ、本籍地の市区町村長が発行した戸籍謄本又は全部事項証明書を提出してください。その他目的の場合は、写真、手紙、e-mail 、国際電話通話明細書等、申請者と招へい人の関係が分かる書類を提出してください。

３．滞在予定表（様式：９ページ）

（１）到着日、帰国日は必ず記入してください。また、出入国時に利用する便名や（空）港名が決まっている場合には、必ず記入してください。

（２）宿泊先の詳細（ホテルの場合は名称、所在地、電話番号）を記入してください。

（３）滞在日程は一日毎の作成を要しますが、同様の行動が連日続く場合には、年月日欄に「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日」と御記入いただいて差し支えありません。

４．住民票

居住する市区町村が発行した住民票（世帯全員分で続柄記載があるもの）で、外国人住人の方の場合は、記載事項（マイナンバー（個人番号）、住民票コードを除く）に省略がないものを提出してください。

５．身元保証書（様式：１１ページ）

（１）身元保証項目は、一項目でも欠落していると書類不備となりますのでご注意ください。

（２）その他の記載要領は、招へい理由書に準じます。

６．身元保証人による申請人の渡航費用支弁能力の証明に係わる書類については、直近（前年、未発行の場合は前々年）の総所得が確認できるものをご用意下さい。源泉徴収票は不可。

７．「短期商用等」の目的の場合の招へい機関に関する資料

（１）招へい機関とは、原則として法人、団体、国又は地方公共団体等ですが、例えば、大学が交流を目的として「教授名」により招へいする場合には、招へい機関として認められます。

（２）法人登記済機関の場合には法人登記簿謄本（発行後３か月以内のもの）を御用意ください（国又は地方公共団体の場合は不要）。なお、我が国株式市場上場企業の場合は、最新版の会社四季報の写しに代えて差し支えありません。

（３）法人未登記機関の場合は、「会社・団体概要説明書」（様式：１２ページ）を作成の上、登記簿謄本に代えて提出してください。

（４）大学教授や個人による招へいの場合は、「在職証明書」を代わりに提出してください。

【ビザ申請手続や審査状況のお問い合わせ先】
（ビザ発給拒否の理由については、お問い合わせいただいても回答できません。）

【日本国外（日本大使館・総領事館）】
外務省ホームページで最寄りの日本大使館／総領事館を確認の上、お問い合わせください。
外務省ホームページ（在外公館リスト）

【日本国内】
外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）外務省ビザ・インフォメーション
　外務省ビザ・インフォメーションでは、ビザ申請に必要な書類についての案内、その他ビザの申請に関する各種相談を窓口及び電話で受け付けています。
所在地：
　〒160-0004
　東京都新宿区四谷一丁目6番1号　四谷タワー13階　外国人在留支援センター
　（JR、東京メトロ丸ノ内線・南北線四ッ谷駅より徒歩約2分）
受付時間：
　平日09時00分～17時00分
　（土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く）
電話番号：
　0570-011000（ナビダイヤル）案内に従い日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。
　（注）一部のIP電話からは03-5363-3013
　海外からは、（+81）3-5363-3013

《就労あるいは長期滞在を目的とする場合》
　日本における就労、居住等を目的にビザを申請する場合は、事前に日本国内の代理人（招へい人や身元保証人）がビザ申請人に代わって「在留資格認定証明書」を取得した上で同証明書をビザ申請人に送付する必要があります。ビザ申請人は日本大使館／総領事館／領事事務所で同証明書の原本又は写し（電子在留資格認定証明書の場合は同証明書の提示又は写しの提出）、その他の必要書類を提出してビザ申請を行う必要があります。
在留資格認定証明書の取得方法等については、代理人が最寄りの出入国在留管理庁地方出入国在留管理局に相談してください（外務省には申請できません）。
　なお、在留資格認定証明書を取得できない特別の事情のある場合は、直接日本大使館／総領事館又は領事事務所にビザ申請することもできますが、この場合、ビザ審査の結果が出るまで相当長期間を要する場合もありますので、御承知おきください。

招へい理由書

令和　　年　　月　　日

大　使
在 ＿＿＿＿＿＿＿ 日本国　　殿
総領事

招　へ　い　人

（注）招へい人と身元保証人が同一人の場合には「省略」と記入し、本欄への記入を省略して差し支えありません。

住　　所　〒　　ー

氏　　名

電　話　番　号　　（内線）

【以下は、会社・団体が招へいする場合に記入してください】

担当者所属先名

担　当　者　氏　名

担当者電話番号　　（内線）

ビ　ザ　申　請　人

（注）氏名は必ず旅券上のアルファベット表記で記載してください。
申請人が複数の場合には代表者の身分事項を下記に記入の上、申請人名簿を添付してください。

国　　籍

職　　業

氏　　名　　性別□男□女　ほか　　名

生　年　月　日　　西暦　　年　　月　　日生　　歳

上記の者の招へい目的等は次のとおりです。

（注）1及び2については、今回招へいするに至った目的、経緯の詳細について記入してください。本欄に記入しきれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を作成してください。

1　招　へ　い　目　的

2　招　へ　い　経　緯

3　申　請　人　と　の　関　係

（注）会社・団体等が招へいする場合には、会社・団体名及び役職名を記入してください。

申　請　人　名　簿

令和　　年　　月　　日

（注）本用紙は２名以上の申請人が同時にビザ申請を行う場合に招へい人・身元保証人が作成してください。なお、ビザ申請人の代表者の氏名等を招へい理由書及び身元保証書に記入してください。
（注）氏名は必ずパスポート（旅券）上のアルファベット表記で記載してください。
（注）招へい人／身元保証人と申請人との関係については、「親族・知人訪問」目的の申請の場合のみ記載してください。なお、招へい人と身元保証人が同一人の場合は、「身元保証人と申請人との関係」欄は「同上」と記入して差し支えありません。

1.　ビザ申請人（代表者）
国　　籍
職　　業
氏　　名　　性別　男・女
生年月日　西暦　　年　　月　　日生　　歳
招へい人と申請人との関係
身元保証人と申請人との関係

2.　ビザ申請人
国　　籍
職　　業
氏　　名　　性別　男・女
生年月日　西暦　　年　　月　　日生　　歳
招へい人と申請人との関係
身元保証人と申請人との関係

3.　ビザ申請人
国　　籍
職　　業
氏　　名　　性別　男・女
生年月日　西暦　　年　　月　　日生　　歳
招へい人と申請人との関係
身元保証人と申請人との関係

4.　ビザ申請人
国　　籍
職　　業
氏　　名　　性別　男・女
生年月日　西暦　　年　　月　　日生　　歳
招へい人と申請人との関係
身元保証人と申請人との関係

5.　ビザ申請人
国　　籍
職　　業
氏　　名　　性別　男・女
生年月日　西暦　　年　　月　　日生　　歳
招へい人と申請人との関係
身元保証人と申請人との関係

滞 在 予 定 表

令和　　年　　月　　日

ビザ（査証）申請人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ほか＿＿＿＿名の滞在予定は次のとおりです。

年 月 日	行　動　予　定	連　絡　先	宿 泊 予 定 先

（記入例）

滞 在 予 定 表

ビザ申請人　xxx　ほか　xx　名の滞在予定は次のとおりです。

【短期商用等】

年 月 日	行　動　予　定	連　絡　先	宿 泊 予 定 先
xxxx. xx. xx	xxからxx着	招へい人xx宅 Tel. xx-xxxx-xxxx	招へい人xx宅 Tel. xx-xxxx-xxxx
xx. xx	xx商事にて商談	xx商事（担当者xx） Tel. xx-xxxx-xxxx	ホテルxxxx xx市xx町 xx番地 Tel. xx-xxxx-xxxx
xx. xx	xx工場視察 その後新幹線で移動	xx都xx区xx町 xx-xx-xx Tel. xx-xxxx-xxxx	同上
xx. xx	xx終日観光後帰国準備	招へい人宅 Tel. xx-xxxx-xxxx	ホテルxx Tel. xx-xxxx-xxxx
xx. xx	xxからxx着 帰国		

【親族・知人訪問】

年 月 日	行　動　予　定	連　絡　先	宿 泊 予 定 先
xxxx. xx. xx	xxからxx着	招へい人xx宅 Tel. xx-xxxx-xxxx	招へい人xx宅 Tel. xx-xxxx-xxxx
xx. xx	xx会館にて結婚披露宴出席	xx府xx市xx町 xx-xx-xx Tel. xx-xxxx-xxxx	招へい人xx宅 Tel. xx-xxxx-xxxx
xx. xx	xx病院にてxxの見舞い	xx県xx市xx町xx-xx-xx xx病院 Tel. xx-xxxx-xxxx	同上
xx. xx	xxからxxx便にてxxへ 帰国		

（注）入国希望日、出国予定日を明記し、滞在期間中の行動予定等を可能な限り具体的に記入してください。

身元保証書

令和　　年　　月　　日

在 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 日本国 大使 総領事 殿

ビ ザ 申 請 人

（注）氏名は必ず旅券上のアルファベット表記で記載してください。申請人が複数の場合には代表者の身分事項を以下に記入の上、申請人名簿を添付してください。

国　　籍 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　　業 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 性別　男・女 ＿＿ ほか ＿＿ 名

生　年　月　日　西暦 ＿＿＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日生 ＿＿ 歳

上記の者の本邦入国に関し、以下の事項について保証します。

１　滞在費
２　帰国旅費
３　法令の遵守

上記のとおり相違ありません。

身 元 保 証 人

住　　所 〒　　－ ＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　　業 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日　西暦 ＿＿＿＿ 年 ＿＿ 月 ＿＿ 日生 ＿＿ 歳

電　話　番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（内線）＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請人との関係 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【以下は、会社・団体が招へいする場合に記入してください】

担当者所属先名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（内線）＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）会社・団体等が招へいする場合には会社・団体名及び役職名を記入してください。

会社・団体概要説明書

令和　　年　　月　　日

会社・団体名	
代表者氏名	
所在地	〒　　－
資本金	円
年商	円
従業員数	名
事業内容	
沿革	
国内外支店等一覧（名称、所在地、電話番号）	
今回の招へいにおける相手方（会社・団体）との取引・交流関係及び経緯	